

2026年4月6日

東京地方裁判所民事部 御中

原告 相嶋[REDACTED] 相嶋[REDACTED] 相嶋[REDACTED]

被告 国

弁護士 井桁 大介

報告書 (1)

(公訴提起及び公訴棄却の経過)

相嶋静夫氏に対する本件各事件に係る公訴提起及び公訴棄却の経過についてご報告いたします。

1 静夫氏に対する公訴提起

静夫氏は、2020年（令和2年）3月31日、東京地方検察庁検察官塚部貴子により、外国為替及び外国貿易法違反の事実で起訴され（資料1）、同年6月15日、同検察官により、関税法違反並びに外国為替及び外国貿易法違反の事実で追起訴されました（資料2）。

2 公訴棄却申立て及び公訴棄却決定

その後、2021年（令和3年）7月30日、前記各公訴は、同庁検察官駒方希により取り消され（資料3）、東京地方裁判所は、同年8月2日、前記各公訴につき公訴棄却決定をしました。

添付資料

- 1 2020年（令和2年）3月31日付け起訴状
- 2 同年6月15日付け追起訴状
- 3 2021年（令和3年）7月30日付け公訴取消申立書
- 4 同年8月2日付け公訴棄却決定

以上